

**【要望書】新型コロナウイルス感染症関連対策：
東京都に対し、高校生等の就学継続に関わる緊急措置を求めます**

2021年2月10日

公益社団法人セーブ・ザ・チルドレン・ジャパン

新型コロナウイルス感染症に伴う影響が広がり続ける中、セーブ・ザ・チルドレンではひとり親当事者家庭からのアンケートⁱ等をふまえ、経済的に困難な状況にある高校生に対する東京都の対策として下記3点を求めます。

高校就学にあたっては、授業料無償化や奨学給付金などの制度が設けられていますが、義務教育段階と比較してもより多くの学校教育費・学校外教育費が必要となり、家計の私費負担も大きい実態があり、いまだ公的な支援は十分とは言えません。

子どもたちが進学や進級を目前に控える今、高校生等に対しての支援が拡充されるよう要望します。

1. 高校生等の「就学継続困難」の実態把握

高校就学の継続が困難となっている実態を把握し、適切な施策等につなげるため、都内高校等に対して定期的な状況把握や生徒の家計変化に目を配るよう求める通達等を発出してください。

セーブ・ザ・チルドレンが2020年8月から11月に実施した高校生給付金の利用家庭アンケートでは、回答者の約3割が「新型コロナウイルスによる経済的な理由により、今後高校就学を続けられない可能性がある」と答えています。2度目の緊急事態宣言が出される中、高校生等奨学給付金や給付型奨学金等の申請はしてはいるものの、経済的な要因によって高校就学の継続が困難な家庭が存在している可能性があります。そこで、**都内の高校に対して、家計の変化によって就学継続が困難な家庭がないかどうか定期的に把握すること、特に高校生活に関わる費用が支払えない（または遅滞する）家庭がないかどうか、より一層高校等が生徒の家計変化に目を配るよう求める通知等を発出してください。**

2. 安定的な就学継続・進路選択にかかる予算措置

高校生等が安定的な環境で就学を継続し、卒業後の進路選択をできるよう、追加的な予算措置をおこない、給付型奨学金の増額や通学費補助などの経済的支援を実施してください。

アンケートでは、コロナの影響で支払えなかった費用として授業料、教材費、通学費など就学必須である費目も挙げられています。また、塾や資格取得など学校外でかかる教育費、進学や就職など進路に関わる費用といった卒業後の進路・生活に直結する支出でも、多くの家庭で困難が生じていますⁱⁱ。一方、高校生等奨学給付金の支給額と、文科省の調査ⁱⁱⁱで明らかとなっている学習費を比較すると、給付と実費の差額が生じており、それがすべて家庭の負担となっています^{iv}。高等学校等就学支援金、高校生等奨学給付金においては、国により給付額の見直しなどが続けられていますが、経済的に困難な家庭の家計負担を抑え、子どもたちに安定的な就学継続と進路選択の機会を保障するため、都として追加的な予算措置をおこなうことを求めます。具体的には、下記のような施策を早急に変更することを要望します。

・都がすでに実施している給付型奨学金の増額と適用範囲の拡大

例) 現行3~5万円である金額に対して、2~3万円程度の増額。現在学校の選択的教育活動に限定されている用途を、広く学校外教育も含めた進路に対する費用に活用できるよう運用の見直し。

・沖縄県等が行っているような通学費^vの無償化（実費支給）

例）川崎市・神戸市・沖縄県などの全額給付の他、すでに都が行っているひとり親家庭都営バス・都営地下鉄支援について、対象をひとり親家庭 1 名では無く複数名とすることや、経済的に困難なふたり親家庭にも対象を拡大することも含む。都営バス・都営地下鉄に限らず、民間の交通会社へも適用を広げること。

・新入学時の給付金提供

例）入学時の経済的負担（借入金など）が長期に渡って解消されていない現状を踏まえ、文京区・武蔵野市・明石市・山梨県^{vi}などが実施しているような入学時の給付金提供を実施し、3 万円～5 万円程度を経済的に困難な家庭の新高校 1 年生へ給付。^{vii}

3. 既存の教育支援制度の弾力的運用

高校生等奨学給付金や高等学校等就学支援金など既存の公的制度について、必要な人が必要な時に制度を利用できるよう、家計負担をなくし、周知・手続き・実施期間などにおける柔軟な運用をおこなってください。

アンケートでは、高校生等奨学給付金の改善点として、「家庭での立て替えが必要ない支給時期・方法にする」も多く選択されました。現状の運用では、7 月頃を基準日として申請、数ヶ月～半年後に給付されるため、その間の校納金等（私立については授業料も）を個人が立て替えなくてはなりません。また、アンケート回答者は奨学給付金を利用できる可能性がありながら、同制度について「利用したことがない」「わからない」世帯が 2 割超にのぼっています。この中には、従来の周知方法では制度情報が届いていない人、コロナの影響で家計が急変したものの前年度所得では対象外である人などが含まれると推察されます。そこで、下記のような周知・運用の対応を求めます。

・家庭の立て替えをなくす運用

例）災害発生時の対応^{viii}を応用する形で、授業料等の支払いを猶予、もしくは（学校側の財政状況に鑑み）都として立て替える。

・制度の周知・申請における各学校の取り組み把握、好事例の共有

例）各高校に任されている周知の方法について、多様な世帯に向けて複数の方法が採用されるよう好事例を通達するとともに、どのような周知方法を取っているのか調査すること。

・家計急変世帯への柔軟な運用

例）災害時と同様に高等学校等修学支援事業費補助金、私立高等学校等経常費助成費補助金、高校生等奨学給付金などを組み合わせて必要に応じた支援をおこなうこと^{ix}。申請期間の延長や課税証明書等の発行手数料の後日補填などを行うこと。

- i 「都内ひとり親家庭高校生給付金」事業：2020年8月～11月実施。都内在住の高校生400名（355世帯）に3万円／人を支給。
<https://www.savechildren.or.jp/scjcms/press.php?d=3430>
- ii 授業料（「支払えなかったことがある」13.0%、「これまでにはないが今後支払えなくなる可能性がある」48.2%、以下同じ）、教材費（10.4%、55.2%）、通学費（7.9%、52.1%）、塾や資格取得など学校外でかかる教育費（14.4%、59.2%）、進学や就職など進路に関わる費用（8.5%、82.5%）
- iii 文部科学省「平成30年度子供の学習費調査」https://www.mext.go.jp/content/20191212-mxt_chousa01-000003123_03.pdf
- iv 高校生等奨学給付金の支給額は、全日制等に通う非課税世帯の子ども（第一子）の場合、国立・公立は年額8万4,000円、私立で10万3,500円であり、都の「給付型奨学金」の支給額上限は5万円。一方、文科省の調査^{iv}によると全日制の高等学校にかかる学習費は、授業料を除く学校教育費として公立では25万5,109円、私立では48万9,025円。これに加えて、補助学習費などの学校外活動費は公立17万6,893円、私立25万860円。奨学給付金の費目においては、最も給付額の多い場合でも給付と実費の差額が公立で25万円超、私立で55万円超となる計算。
- v 川崎市：児童扶養手当利用世帯の高校生等を対象に通学費を全額給付。
<https://www.city.kawasaki.jp/450/page/0000104938.html>
神戸市：児童扶養手当利用世帯、ひとり親家庭等医療費助成利用世帯、母子生活支援施設入所世帯の高校生等を対象に通学費を全額給付（2020年10月開始）。<https://www.city.kobe.lg.jp/a86732/kosodate/shien/family/teikikenhojo.html>
沖縄県：住民税所得割非課税世帯、児童扶養手当利用世帯の高校生等を対象にバス・モノレールの通学費を全額給付（モノレールは2020年10月開始）。（バス）<https://www.pref.okinawa.jp/site/kyoikucho/shien/faq/kyoiku/kyoiku/007.html>（モノレール）<https://www.pref.okinawa.lg.jp/site/kodomo/kodomomirai/kikaku/documents/monoreru.html>
- vi 文京区（公立6万円、私立10万円）：<https://www.city.bunkyo.lg.jp/kyoiku/kyoiku/shomu-shogakukin/kyuhu.html>
武蔵野市（5万円）：http://www.city.musashino.lg.jp/kurashi_guide/shisetsu_jigyo/shogakukin/1016667.html
明石市（上限30万円）：https://www.city.akashi.lg.jp/kodomo/jidou_fu_ka/syogakukinn/bosyuu.html
山梨県（5万円）：
<https://www.pref.yamanashi.jp/koukoukyo/documents/koutougakounyugakujunbisapotojigyopanfutwo.pdf>
- vii 既存制度の運用拡充としては、受験生チャレンジ支援貸付制度を利用して高校へ入学した、新高校1年生を対象とするなどが考えられる。一方、貸付を利用せずに入学した困窮家庭への支援が行き届かない可能性があるため、利用していない世帯からの申請を募るなどその点を補う制度構築を検討する必要がある。
- viii 文科省「台風19号により被災した児童生徒等への修学支援に係る事務の取扱いについて」（令和元年10月15日：事務連絡）
https://www.mext.go.jp/content/1421993_007.pdf「別紙2：被災した生徒等に関する高等学校等就学支援金に関する取扱い」
- ix 文科省「令和2年7月豪雨における被災地域の児童生徒等の就学機会の確保等について（通知）」（令和2年7月7日）
https://www.mext.go.jp/content/20200709-mxt_kouhou01-000008530_2.pdf